

津市立学校図書館情報システム機器等賃貸借仕様書

1 賃貸借物件

賃貸借物件及び数量については、別表「賃貸借物件一覧」のとおりとする。

※別表「賃貸借物件一覧」については、契約時に決定する。

2 賃貸借期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日までとする。

この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

3 設置場所及び設置期限

(1) 賃貸借物件の設置場所は、以下のとおりとする。

ア サーバ機器 発注者が指定するデータセンター（津市内に所在）

イ クライアント端末等 市内小・中・義務教育学校等（詳細は別表のとおり）

(2) 賃貸借物件の設置期限は、令和元年9月30日とし、当該期限までに全ての機器等について、初期環境設定及び動作検証が終了しているものとする。

(3) 賃貸借物件の設置に当たっては、搬入、設置、設定（システムの運用上必要な各種設定のこと。動作確認を含む。）清掃（梱包品等の処分を含む。）を確実に行うものとする。

4 賃貸借に係る条件

(1) 賃貸借物件はすべて新品とする。

(2) 賃貸借物件には、本件の賃貸借物件であることを示す管理ラベル等を貼付し、それに付随する管理台帳を用意すること。

(3) 賃貸借物件が、生産中止等により期限までに納入・設置できない場合は、津市教育委員会の了承を得た後、速やかに当該物件と同等以上の機能・性能を有した代替機器を納入・設置すること。この場合、発生した費用等については受注者が負担するものとする。

(4) 受注者において賃貸借物件に係る動産総合保険に加入すること。当該保険加入に係る費用は、契約金額に含まれるものとする。

(5) 賃貸借期間満了時における賃貸借物件の回収及び廃棄・リサイクル処理等に係る費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。

(6) 賃貸借物件の回収後において、機器内のデータがデータ復旧ソフトウェア等により復旧されることのないように、完全に消去するか物理的破壊処分することとし、当該処理に関する第三者の証明を津市教育委員会に提出するものとする。

これらに係る費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。

(7) 賃借期間満了後も本システムが利用できるように、本市の依頼があった場合、システム機器及びソフトウェアの賃貸借の継続ができること。

- (8) 本契約終了後に本市が他社のシステムに更改することとなる場合、それに伴うデータの抽出及び提供、その他必要な帳票類の提出等について誠意を持って協力するとともに、本市と協議のうえ柔軟に対応すること。

5 特記事項

- (1) 賃貸借物件が、理由の如何によらず賃貸借の目的を達成できない状況になった場合は、速やかに更新・入換え等の措置を講じるものとする。
- (2) 本業務において知りえた情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。
- (3) 上記仕様書に記載のない事項については、津市教育委員会と受注者が協議の上決定することとする。